

# 和歌山工業高等専門学校学生会細則

制 定 昭和40年2月1日

最近改正令和6年3月1日

## 第1章 会議細則

第1条 本細則は、学生総会及び代議員会の運営の方法を定めるものである。

第2条 出席委員の算定は、書記が行い、定数に満ちたとき、これを議長に報告し、議長はこれを確認して開会を宣言する。

第3条 会議の途中で、退席者のため定数が欠けたときは、議事を進行することができない。

第4条 代議員会の構成員に事故があるとき、議長は、同一組織からの代理人を認める。代理人は、執行委員及び監査委員を除く。この場合、代議員会は、代理人の資格を確認し、代理人としての資格があれば議長は出席を許可する。

第5条 議長は、議場の秩序を維持し、議事を処理し、議案の上程、採決の確認等会議の運営と進行に当たる。

第6条 提案及びその説明については、原則として代議員又は執行委員がこれを行う。ただし、必要あるときは、委員以外の関係者がこれを補足することができる。

第7条 学生総会は、代議員会の議決事項、会計監査の報告等の重要事項を全会員に提出し、提出議案に対して承認又は不承認を決定する。

## 第2章 選挙細則

第8条 本細則は、本会会長を選出するときに適用する。

第9条 会長は、全学生の2分の1以上の有効投票を得たものを当選とする。また、これに該当するものがないときは、上位2名の者について決選投票を行い、多数の投票を得た者を当選とする。両者同点のときは、抽選によって当選者を決定する。

第10条 副会長、書記及び会計については、全学生の中から本会会長が任命する。

第11条 その他の機関の委員選出方法については、それぞれの機関によって決定する。

第12条 選挙管理委員会は、11月中に選挙告示を行い以後の立候補者の受付、立会演説会の開催、選挙日の決定その他一切の選挙に関する業務を立案し、及び決定し、公示の上、選挙を実施するものとする。

## 第3章 部活動細則

第13条 主将は、学年始め会長の示す日までに、部員名簿を書記に提出しなければならない。

第14条 主将は、会長の示す日までに、その部の年間の予算書を会計に提出しなければならない。正当な理由なく期日までに提出しないときは、予算を割り当てられない。

第15条 同好会を経ずに部を新設するには、正部員希望者を10人以上有した上で、学校及びクラブ代議員会の承認を必要とする。

第16条 執行委員会により、活動が正常でないと判断された部、次の各号の条件を満たしていないと判断された部もしくはその他活動停止が妥当であると判断された部は、クラブ代議員会の承認を得て、同好会への降格もしくは部の活動の停止を命ぜられ、一切の行為を禁止される。

(1) 運動系の部においては、1年に1回以上、大会に出場すること。

(2) 文化系の部においては、毎年高専祭で展示を行うこと。

第17条 活動を停止した部は、前条の条件を満たせると判断された場合、学校及びクラブ代議員会の承認を得た上で、活動を再開することができる。

第18条 活動停止期間が1年を超えるときは、クラブ代議員会の承認を得て、その部を廃止することができる。

第19条 部相互の希望により、クラブ代議員会がこれを適当と認めたときは、学校の承認を得た上で、部を合併することができる。

第20条 会員は、いずれかの部に所属することが望ましい。

## 第4章 会計細則

第21条 予算は、予備費を計上しなければならない。予備費は、原則として予算総額の10分の1以上を計上するものとする。予備費の支出に関しては、代議員が決定する。

第22条 会計年度の中途で廃止され、また活動を停止した部の予算の残額は、予備費に繰り入れる。その財産は、会計が管理する。

第23条 合併した部の予算は、その年度中、合併以前の予算の合計額とする。また、その財産は、合併以前の両者の財産を合わせたものとする。

第24条 各部は、その会計責任者1名を会計まで報告しなければならない。

第25条 総費の支出は、すべて執行委員会の定める手続によるものとする。

第26条 各部の年間経費の支出額は、その部の予算額を超えてはならない。

第27条 正当な理由なく第25条に規定する事項に反する場合は、その機関についてそれ以後の予算の払出しを停止し、翌年度の予算は、割り当てられないものとする。

第28条 同好会員5人以上の正会員希望者を得た場合、学校及びクラブ代議員会の承認を得て、その同好会の設立を認めることがある。

第29条 同好会員5人以上の正会員と2年間の活動実績を有した場合、学校及びクラブ代議員会の承認を得て、部への昇格を認めることがある。

本細則は、昭和40年2月1日から実施する。

附 則

本細則は、昭和53年5月25日から実施する。

附 則

本細則は、昭和55年5月25日から実施する。

附 則

本細則は、昭和58年5月26日から実施する。

附 則

本細則は、平成31年3月1日から実施する。

附 則

本細則は、令和6年3月1日から実施する。